

議案第12号

二宮町表彰条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

附属機関の見直しに伴い、二宮町表彰審査委員会を条例で位置づけるため、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町表彰条例の一部を改正する条例

二宮町表彰条例（昭和48年二宮町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（表彰審査委員会）

第6条 表彰に関する事項を審査するため、二宮町表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(議案第12号) 二宮町表彰条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(功労表彰) 第3条 功労表彰は、永年町政の振興に寄与し、特に業績が顕著と認められる者に対して<u>行う</u>。</p> <p>(善行表彰) 第4条 善行表彰は、町の産業、福祉教育及び文化の向上に尽力し業績が顕著な者又は徳行が他の模範と認められる者に対して<u>行う</u>。</p> <p>(表彰の方法) 第5条 表彰は、表彰状及び記念品を贈り<u>行う</u>。 2 功労者に対しては町が<u>行う</u>公の式典への招待及びその他町長が必要と認める待遇をする。</p> <p><u>(表彰審査委員会)</u> 第6条 <u>表彰に関する事項を審査するため、二宮町表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> 2 <u>委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(被表彰者死亡の場合の措置) 第7条 (略)</p> <p>(再表彰) 第8条 (略)</p> <p>(委任) 第9条 (略)</p>	<p>(功労表彰) 第3条 功労表彰は、永年町政の振興に寄与し、特に業績が顕著と認められる者に対して<u>行なう</u>。</p> <p>(善行表彰) 第4条 善行表彰は、町の産業、福祉教育及び文化の向上に尽力し業績が顕著な者又は徳行が他の模範と認められる者に対して<u>行なう</u>。</p> <p>(表彰の方法) 第5条 表彰は、表彰状及び記念品を贈り<u>行なう</u>。 2 功労者に対しては町が<u>行なう</u>公の式典への招待及びその他町長が必要と認める待遇をする。</p> <p>(被表彰者死亡の場合の措置) 第6条 (略)</p> <p>(再表彰) 第7条 (略)</p> <p>(委任) 第8条 (略)</p>